

王寺町公共施設使用料「減免基準」を策定しました。

このたびの見直しは、施設を利用することにより受益を受ける者と施設を利用しない者との負担の公平性の観点から、受益に見合った応分の負担を求めるという受益者負担の考え方により見直しを行います。

■減免基準

※平成31年4月1日申請分から適用

100%免除

◆王寺町・王寺町教育委員会等が主催または共催により利用する場合

王寺町、王寺町教育委員会のほか王寺町各行政委員会、王寺町議会

◆王寺町各附属機関がその設置目的を遂行するために利用する場合

【例】総合計画審議会、介護保険事業計画等策定委員会、空家等対策協議会

社会教育委員兼公民館運営審議会、青少年指導委員会

◆広く住民が参加でき、公益性が高い事業に利用する場合

【例】王寺ミルキーウェイ実行委員会、盆踊り実行委員会

総合型地域クラブやわらぎトラスト

◆王寺町が関与し又は運営を支援・助成する団体

- (1) 町の行政に協力し、これを推進する団体又は町の行政を補完する事業を行う団体
- (2) 町民の福利に密着し、かつ、公益的性格の強い事業を行う団体
- (3) 町の産業及び教育文化並びに体育の振興のため、特に必要な研修又は事業を行う団体

【例】自治連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会

遺族会、白雪会、身体障害者協会、肢体不自由児・者父母の会、手をつなぐ育成会、

更生保護女性会、人権推進協議会、人権教育推進協議会、人権教育研究会、食品衛生協会

食生活改善推進員協議会、生活学校、PTA 連絡協議会、交通防犯対策協議会

交通安全母の会、歯科医師会、三師会、鉄友会、農政協力員連絡会、土地改良推進協議会

商工会、シルバー人材センター、履物見本市協同組合、観光協会、ボーイスカウト

自主防災組織、文化協会、スポーツ協会、女性の会、児童文化協会、こども食堂ゆきまる

社会福祉協議会、消防団、Get 元気 21、音楽のあるまちづくり団体

◆王寺町内の保育園、幼稚園、義務教育学校等が保育や教育の一環として使用する場合

◆児童生徒の健全育成及び子育て支援のため、青少年を対象とした非営利活動

【例】子ども会、スポーツ少年団、少年少女スポーツ、伝統文化子ども教室

◆障がい者の社会参加の機会促進のため、障がい者を対象とした非営利活動

【例】障がい者の作品発表会

◆町長が特に必要と認める場合

50%減額

◆王寺町が関与し又は運営を支援・助成する団体に所属する各団体及びクラブ

【例】各自治会、各老人クラブ、文化協会所属の各クラブ、スポーツ協会所属の各クラブ
女性の会所属の各部

◆町と連携協定を締結した学校がそれぞれの教育活動や保育活動のために使用するほか、 子どもを対象とした習い事の発表及び展示に使用する場合

◆自主的な活動を行っている非営利団体が文化・教養の向上、健康増進のほか、まちづくりに 推進する観点から広く住民に参加を呼びかけて実施する講座等で使用する場合

◆町長が特に必要と認める場合

減免しない場合

◆他の住民への影響（公益性）が見いだせないもの

構成員の親睦や教養、趣味、技術向上等、団体活動による便益の範囲が個人やその団体のみ限定される活動であり、他の住民への影響（公共性や公益性）が見出せないもの

◆「公共施設の相互利用の協定」に係る減免の対象としないもの

王寺町と「公共施設の相互利用に関する協定」を締結した市町（大和高田市、香芝市、葛城市、御所市、上牧町、広陵町、河合町）の住民が、地域交流センター(リーベルホール)、やわらぎ会館(イベントホール)について、営利目的その他これに類する目的で使用する場合は、公共施設の相互利用の協定に係る減免の対象としない

◆夜間照明（但し、町長が特に必要と認める場合を除く）